

なごみ

第 206 号
 2019年5月1日 発行
 編集・発行
 和東町人権啓発課
 (人権ふれあいセンター内)
 TEL 0774-78-3488
 FAX 0774-78-3212

自分らしく生きる

私たちは、幼い頃から、背が高いとか低いとか、学歴や肩書き、収入や財産がどうか、数え上げればキリがないほど、そういうことで劣等感や優越感を感じたりして生きていないでしょうか。

「しらやましい」と思っているのは自然な感情で、それを刺激に努力する人、また、逆に自信をなくす人、相手の幸福を妬んだり、蔑み、羨むことで劣等感

に苛まれる人もいます。

また、優越感から知らず知らず見下そうとすることもあるのではないのでしょうか。そこには、偏見や差別意識が働いてしまっていることがあります。

しかし、それでは『自分らしく生きる』ができませんのではないのでしょうか。



何かを読んでいたときに、とても印象に残った文章を書き留めておいたので、ご紹介します。

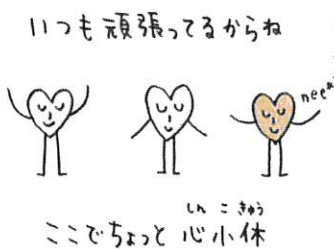
みる。そうすれば人と比べることなく、左右されることもなく、自分らしく充実した人生を送れるのではないのでしょうか。

たとえば親がどうであれ、環境がどうであれ、生まれつきどうであれ、自分が幸せに生きるかどうかは自分次第。人生には思い通りにならないこともある。理不尽なことは人生に存在する。

また、そういった感性を養うためには、日常の中で何に心を動かされ、何を好ましいと思いい、何が嫌だと感じたか、を流さず向き合うことが大事です。

自分にとって、何が大事で、どう感じるかは自分の心の目を見て、心で感じ、人生をどう生きるかは自分が決めていけばいい。そして、自分の良いところ、悪いところ、ありのままの自分を受け入れて

自分と向き合い、自分を大切にできる人は、他の人の大切さも認めることができるのではないのでしょうか。



みんなで築こう 人権のまちづくり

人権擁護委員制度をご存じですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日は「人権擁護委員の日」と定められました。

人権擁護委員は法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害による被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるように啓発活動を行っています。



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

あなたの町の 相談パートナー



和束町人権擁護委員

岡橋 聖向さん
飯田 妙子さん
渡邊 隆一郎さん

相談

地域の皆さんから人権に関する相談に応じています。以下のような場合はご相談ください。

- いじめ ・ 差別 ・ 名誉毀損
- 家庭内問題(夫婦・親子・結婚・扶養・相続等)
- プライバシー侵害 ・ 各種ハラスメント

調査救済

法務局職員と強力して、調査、処理にあたります。

啓発

人権の大切さを多くの方に知っていただき、また考えていただくために様々な活動を行っています。

特設人権相談所の開設

一人で悩まず相談してください。
相談は無料で秘密は守られます。

開設日■6月3日(月)

13時30分～16時

場所■人権ふれあいセンター 和室

相談員■和束町人権擁護委員

内容■人権に関する問題

お問い合わせ先

和束町人権啓発課

(人権ふれあいセンター)

TEL 78334888

FAX 7833212

人権問題でお困りの方

法務大臣から委嘱された人権擁護委員さんが相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談下さい。

5月の相談日

● 月日…5月27日(月)

● 時間…午後1時30分から

4時まで

● 場所…人権ふれあい

センター

また、人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時行っておりますので、お気軽にご相談下さい。